


株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

 株式会社 **京都銀行**
取締役頭取 高崎秀夫

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成26年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 平成26年6月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
当行本店7階ホール |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | 1. | 第111期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容報告の件 |
| | 2. | 第111期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役13名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

[書面による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット）による議決権行使]

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<http://www.evotepj.com/>）にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

[重複行使の取り扱い]

議決権行使書用紙とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネットで議決権を重複して行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」および「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づきインターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
なお、会計監査人および監査役が監査した計算書類および連結計算書類は、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当行ウェブサイトに掲載している個別注記表および連結注記表となります。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - 株主総会参考書類第2号議案の取締役候補者13名の詳細については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。
 - 当行ウェブサイトのアドレスは次のとおりです。（<http://www.kyotobank.co.jp/investor/index.html>）

添付書類

第111期（平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

銀行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に密着した事業活動を推進いたしております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、金融緩和策が続く中、円安や株高に支えられた資産効果などを背景に、個人消費が堅調に推移したほか、企業の生産活動の持ち直しや公共投資など、全体としては内需主導により回復基調を辿り、デフレ脱却に向けた動きが続きました。この間、一部海外経済の下振れなどもあり、輸出や設備投資は幾分伸び悩みましたが、雇用や所得が緩やかな改善を維持し、期後半には住宅投資や耐久消費財などで消費増税前の駆け込み需要が広がる展開となりました。こうした回復の動きが持続する半面、物価やエネルギーコストの上昇や、消費増税に伴う反動減などの懸念材料を抱える中で、期を終えることとなりました。

事業の経過及び成果

以上のような事業環境の中にありまして、当行は株主のみなさまをはじめお取引先各位の絶大なご支援のもとに、役職員一同総力を結集して経営の効率化と業績の向上に努めました結果、第111期の決算は次のとおりとなりました。

預金ならびに譲渡性預金

預金につきましては、個人預金を中心に順調な伸びを示しましたことから、期中2,076億円増加いたしまして、期末残高は6兆2,991億円となりました。一方、譲渡性預金につきましては、期中718億円減少いたしまして、期末残高は6,853億円となりました。

この結果、預金および譲渡性預金の合計では、期中1,357億円増加いたしまして、期末残高は 6 兆9,844億円となりました。

貸出金

企業向け貸出が資金需要への積極的な対応で増加いたしましたのに加え、住宅ローンを中心とした個人向け貸出も堅調に増加し、全体では期中967億円増加いたしまして、期末残高は 4 兆2,232億円となりました。

有価証券

市場の動向を十分注視しながら効率的な運用に努めました結果、期中1,617億円増加いたしまして、期末残高は 3 兆1,935億円となりました。なお、このうち時価会計に伴う評価差額（含み益）は、期中1,040億円増加いたしまして、当期末現在では2,957億円となっております。

損益状況

当期も厳しい収益環境が続く中であって、当行は、資産の効率的な運用・調達、および経営全般の効率化・合理化に鋭意努めました一方、資産内容の健全性向上の観点から、厳格な資産の自己査定により償却・引当等の対応を積極的に進めました結果、経常利益は、前年度比16億27百万円増加して264億11百万円となりました。また、当期純利益は、前年度比16億46百万円増加して160億95百万円となり、堅調な利益水準を確保することができました。

店舗・店舗外 ATM

当期中も、広域型地方銀行としての成長戦略実現をめざして、営業基盤の一層の充実を図りました。

すなわち、昨年5月には、大阪市内の2店舗（大阪支店、大阪中央支店）を統合し新築移転のうえ、大阪営業部（大阪市中心部）として設置いたしました。この大阪営業部には、阪神営業本部、大阪住宅ローンセンター、新規開拓第3ブロック、大阪外為センター

の本部機能を集約のうえ併設し、阪神エリアにおける中核営業拠点として位置づけております。さらに、同年7月には、大阪府内28か店目となる歌島橋支店（大阪市西淀川区）を開設いたしました。

また、同年6月には、寺町二条支店（京都市中京区）を京都市役所前支店に名称変更のうえ新築移転したほか、同年10月には出町支店（京都市上京区）、同年12月には東長岡支店（京都府長岡京市）を新築移転し、本年1月には山崎支店（大阪府三島郡島本町）を建て替えのうえ新築開店、さらに同年2月には金閣寺支店（京都市北区）を新築移転し、それぞれ全自動貸金庫を設置するなど機能を一層拡充いたしました。なお、東長岡支店につきましては、省エネ機器など最先端の技術と設備を活用して、「CO₂排出量ゼロ」という他に類を見ない画期的な店舗としており、本年3月に全設備の設置を終えてグランドオープンしております。

このように当行は、京都府外への出店推進と同時に、府内地元の店舗ネットワークの充実や店舗機能の強化を図りつつ、営業基盤の拡大・充実を進め、当行の店舗数は、当期末現在167か店となりました。

一方、店舗外ATM（現金自動設備）につきましては、当期中に新たに、デイリーカーナートイズミヤ堀川丸太町店出張所（京都市上京区）、あべのハルカス近鉄本店出張所（大阪市阿倍野区）、くずはモール出張所（大阪府枚方市）などを設置いたしました結果、当期末現在の設置箇所数は310か所となっております。

さて、当期中の主要施策、各種サービス等のいくつかについて申し上げます。

法人部門

企業向け、とりわけ中小企業向け融資につきましては、様々な手法による拡大強化を図り、また、お取引先の多様なニーズにお応えして、地域経済の活性化に向けた取り組みを推進いたしました。

「中小企業金融円滑化法」が昨年3月末に期限を迎えましたが、その後も引き続き、お取引先に対する経営改善策の実施や、正常化に向けたきめ細かな支援や指導などに積極的に取り組んでおります。

さらに、企業のライフステージに応じたファンドの設立や出資も進めており、創業・新

事業支援としてはベンチャー企業を支援する「NVCC スタートアップファンド」(昨年7月)、経営改善・事業再生支援としては「きょうと応援ファンド」と「しが事業再生支援ファンド」(いずれも同年4月)、事業承継支援としては「JPE・プライベートエクイティ4号ファンド」(同年9月)と各種支援策を拡充いたしました。

また、女性モニターの声を商品開発に活かす試みとして、同年9月には、大阪の中小・ベンチャー企業の支援機関との共催で「京銀消費者モニターフェア」を開催し、出展いただいたお取引先にモニターの意見や感想を伝える場を設けております。

さらに、本年1月、当行を含む地方銀行9行で「地域再生・活性化ネットワーク」を立ち上げ、参加行による協調融資やお取引先企業のM&Aあるいはビジネスマッチングなど、地域経済の振興に取り組んでおります。

一方、お取引先企業の海外進出サポートにつきましては、昨年9月にはバンコク駐在員事務所を開設したほか、同年7月にはフィリピン大手銀行のメトロポリタン銀行、同年9月には台湾の金融グループ大手の中国信託ホールディングスと、それぞれ業務提携するなど積極的に対応いたしております。

個人部門

個人のお取引先に対する取り組みといたしましては、引き続き住宅ローンの増量拡大に注力する一方、お客さまの資産運用ニーズにお応えするため、投資信託や保険などの取り扱い商品を随時拡大して、品揃えの一層の充実を図っております。

また、昨年6月には、平成25年度税制改正によって創設された制度に対応した「教育資金贈与信託」の取り扱いを、三井住友信託銀行株式会社の信託代理店として開始いたしました。

さらに、「少額投資非課税制度」(NISA)への対応につきましては、同年7月より非課税口座開設の申込受付を開始し、本年1月の制度スタート以降、積極的に取り組んでおります。

一方、昨年9月には、インターネットバンキングにおいても、お借り入れ中の住宅ローン残高の一部を繰り上げて返済できる「住宅ローン一部繰上返済サービス」の取り扱いを開始し、お客さまの利便性向上に努めております。

社会貢献活動など CSR の取り組み

昭和57年から展開してまいりました「I Love Kyoto キャンペーン」に加えて、昨年3月から、滋賀県内の自然景観や伝統文化をポスターで紹介する「“I Love Shiga” キャンペーン」を開始し、当行店舗や商業施設などで掲示することによって滋賀県をPRし、観光客誘致など地域貢献への一助となることを期待しております。

また、昨年9月の台風18号による被害に遭われたお客さまを支援するため、法人および個人事業主のお客さまには「災害復旧特別融資」、個人のお客さまには「京銀住宅リフォームローン」など各種ローンの特別対応に、それぞれ取り組んだほか、災害で紛失されたキャッシュカードなどの無料での再発行などにも対応いたしました。なお、台風被害からの一日も早い復旧を願い、9月21日からの3日間で延べ200名を超える当行行員が災害支援ボランティア活動に参加したほか、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用が決定された地域に総額250万円の災害見舞金を贈呈いたしました。

このほかにも、地元スポーツチームのサポートや地元大学での寄附講義開講など様々な取り組みの一段の強化を図り、地域社会への貢献活動、社会的責任活動を通じて、地域で最も存在感のある銀行をめざしてまいります。

当行グループの事業活動について

当行グループは、当行および連結子会社7社で構成され、烏丸商事株式会社（不動産管理・賃貸業務等）、京銀ビジネスサービス株式会社（事務代行業務）、京都信用保証サービス株式会社（信用保証業務）、京銀リース・キャピタル株式会社（リース業務、投資業務）、京都クレジットサービス株式会社（クレジットカード業務）、京銀カードサービス株式会社（クレジットカード業務）、株式会社京都総合経済研究所（経済調査・研究業務、経営相談業務）の各社が、それぞれ地域に密着した事業活動を推進いたしております。

なお、当期における当グループの営業の成果は、連結経常利益で286億32百万円、連結当期純利益で167億71百万円となりました。

当行の対処すべき課題

わが国を取り巻く社会・経済環境は、人口の減少や国内産業の空洞化など大きな構造変化が進行しており、これらと連動する動きとして、地域経済の停滞や格差拡大が懸念されております。こうした地域の現状を踏まえて、地域金融機関に対しては、多様な金融サービスの提供やコンサルティング機能の発揮など、中小企業の育成や成長を促すきめ細かな経営支援をはじめ、地域経済の活性化に資する取り組みに、一段と強い期待が寄せられております。

こうした中であって、当行では本年4月から3か年の第5次中期経営計画「ビジョン75 いい銀行づくり」をスタートさせ、経営ビジョンに「広域型地方銀行・第2ステージ」を掲げて、5年後あるいは10年後という時間軸の中で次なる飛躍をめざしてまいります。そして、営業エリア拡大による成長をめざした第1ステージで拡大、構築してきた店舗ネットワークを最大限活用することによって、点から線、線から面、面を深掘りする営業に重点を置き、顧客基盤、収益力、財務力、さらには企業価値を高め、地域のメインバンクとして、地域とお客さまに選ばれる銀行づくり、すなわち“いい銀行づくり”に取り組んでまいります。

新中期経営計画で当行が標榜する、「5年後のあるべき姿」は、「“地元京都”で絶対的な経営基盤を構築する」ことであり、「10年後のありたい姿」は、「近畿2府3県において圧倒的な存在となる」ことであります。そして、京都府内での預貸金シェア30%の早期達成、さらに預金量10兆円銀行への挑戦を掲げて、以下の3つの基本戦略に基づいた各種施策に取り組んでまいります。

①営業戦略

個人・法人ともに、先数、口数にこだわり、取引基盤の拡大と深耕に取り組む「リテールの徹底」を実践する一方で、地元京都で絶対的な地盤の確立をめざすとともに、近隣他府県の新設店で新たな顧客開拓と取引深耕に取り組む「地域別戦略の展開」を推進いたします。

②人材戦略

M&A や個人コンサルティングなどの戦略分野をはじめ、多様化するお客さまのニーズに応じた金融サービスを的確に提供できる行員を育成すべく、本年3月にJR桂川

駅前に竣工いたしました新研修施設「金融大学校桂川キャンパス」の最新機能を最大限活用し、人材の育成・能力向上に積極的に取り組んでまいります。

③業務改革戦略

営業店の行員が、限りある時間とパワーを、お客さまと接する機会に最大限振り向けることができるように、仕事の仕組みを抜本的に見直してまいります。

以上のように、当行では、地域金融機関としての使命ともいえる「地域社会への貢献」にしっかりと軸足を置き、地域活性化に向け知恵を絞り、地域とともに歩み、そして地域とともに成長する金融機関をめざし経営に邁進してまいりたいと決意を新たにいたしております。

と同時に、法令および企業倫理の遵守を徹底するとともに、社会的要請として高まる反社会的勢力に対する断固たる対応など、コンプライアンスに対する全役職員の意識啓発あるいは組織態勢の強化にも、なお一層積極的に取り組んでまいります。

なにとぞ、株主のみなさまにおかれましては、引き続き変わらぬ親しいご縁と、格別のご支援、ご高配を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
預 金	58,822	58,702	60,915	62,991
定期性預金	26,498	26,026	26,392	26,583
その他	32,323	32,675	34,522	36,408
社 債	150	150	150	150
新株予約権付社債	299	299	299	—
貸 出 金	39,420	40,658	41,264	42,232
個人向け	12,536	12,882	13,052	13,498
中小企業向け	16,216	16,418	16,261	16,557
その他	10,667	11,358	11,950	12,176
商 品 有 価 証 券	2	52	15	1
有 価 証 券	27,617	28,663	30,317	31,935
国 債	10,950	12,007	10,715	11,955
その他	16,667	16,655	19,602	19,979
総 資 産	72,745	73,470	76,158	78,807
内 国 為 替 取 扱 高	307,452	327,923	337,834	371,007
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 11,676	百万ドル 13,418	百万ドル 12,925	百万ドル 10,640
経 常 利 益	百万円 33,118	百万円 25,599	百万円 24,783	百万円 26,411
当 期 純 利 益	百万円 18,273	百万円 15,422	百万円 14,449	百万円 16,095
1 株 当 た り の 当 期 純 利 益	円 銭 48.35	円 銭 40.81	円 銭 38.23	円 銭 42.59

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
連 結 経 常 収 益	1,243	1,163	1,120	1,058
連 結 経 常 利 益	351	282	280	286
連 結 当 期 純 利 益	183	155	175	167
連 結 純 資 産 額	4,478	4,289	4,630	5,456
連 結 総 資 産	72,858	73,593	76,268	78,938

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成24年度の連結当期純利益には連結子会社の普通株式の一部を追加取得したことによる負ののれん発生益29億円が含まれております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,361人	3,360人
平 均 年 齢	36 年 1 月	35 年 10 月
平 均 勤 続 年 数	11 年 8 月	11 年 5 月
平 均 給 与 月 額	368千円	373千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
京 都 府	110店(^{うち出張所} 5)	110店(^{うち出張所} 5)
大 阪 府	28 (-)	28 (-)
滋 賀 県	12 (-)	12 (-)
奈 良 県	7 (-)	7 (-)
兵 庫 県	8 (-)	8 (-)
愛 知 県	1 (-)	1 (-)
東 京 都	1 (-)	1 (-)
合 計	167 (5)	167 (5)

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所（前年度末3か所）、店舗外現金自動設備を310か所（前年度末305か所）、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を17,866か所（前年度末16,531か所）それぞれ設置しております。
 2. 当年度において、大阪支店（大阪市）を「大阪営業部」に昇格させ、大阪中央支店（大阪市）を統合しております。
 また、店舗外現金自動設備の八日市東浜町出張所（東近江市）、福知山駅南出張所（福知山市）、オークワ高槻大塚店出張所（高槻市）、京北合同庁舎出張所（京都市）を廃止しております。

□. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
歌 島 橋 支 店	大阪市西淀川区千舟二丁目 6 番34号

(注) 上記のほか、当年度においてバンコク駐在員事務所（タイ王国バンコク都）を設置いたしました。
 また、店舗外現金自動設備をエコール・マミ出張所、アピタ西大和店出張所（以上、奈良県北葛城郡）、うめきた出張所、あべのハルカス近鉄本店出張所（以上、大阪市）、万代はづかし店出張所、寺町二条出張所、デイリーカーナートイズミヤ堀川丸太町店出張所（以上、京都市）、フレンドマート能登川店出張所（東近江市）、くずはモール出張所（枚方市）の 9 か所に設置いたしました。
 株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備は1,335か所増加いたしました。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	14,747
---------------	--------

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新設・新築移転（7か店）	4,347
研修施設	5,655
新営業店システム	4,479

(注) 1. 上記のほか、当年度において店舗等の除却および売却を行っております。
 2. 設備の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
烏丸商事株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地	不動産管理・賃貸業務、 当行役職員への商品等 あつ旋業務	昭和33年 10月1日	百万円 10	% 100.00	—
京銀ビジネスサービス株式会社	京都市南区上烏羽南塔ノ本町25番地	事務代行業務	昭和58年 7月1日	百万円 10	% 100.00	—
京都信用保証サービス株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地	信用保証業務	昭和54年 10月18日	百万円 30	% 49.00 (—)	(注) 4
京銀リース・キャピタル株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	リース業務、投資業務	昭和60年 6月10日	百万円 100	% 89.09 (66.66)	(注) 4
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	昭和57年 11月15日	百万円 50	% 92.10 (62.10)	(注) 4
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	平成元年 9月18日	百万円 50	% 80.00 (55.00)	(注) 4
株式会社 京都総合経済研究所	京都市下京区烏丸通松原上る葉師前町700番地	経済調査・研究業務、 経営相談業務	昭和62年 4月1日	百万円 30	% 100.00 (78.33)	(注) 4

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、子法人等による間接所有の割合(内書き)であります。
4. 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柏原 康夫	取締役会長（代表取締役）		
高崎 秀夫	取締役頭取（代表取締役）		
大同一生	専務取締役（代表取締役） 監査部担当		
中村 久義	常務取締役 営業部門統括（営業支援部）・営業統轄部・営業開発部・公務部担当		
西 良夫	常務取締役 業務管理部門統括（コンプライアンス統轄部）・リスク統轄部・事務部・事務センター・システム部担当		
豊部 克之	常務取締役 経営管理部門統括（総合企画部）・広報部・市場金融部・東京事務所担当		
小林 正幸	常務取締役 本店営業部長		
井野口 順治	常務取締役 審査部門統括（審査部）・総務部担当		
土井 伸宏	常務取締役 人事部門統括（人事部）・証券国際部・海外駐在員事務所・秘書室・金融大学校担当		
松村 孝之	取締役 コンプライアンス統轄部長兼コンプライアンス統轄部お客様サービス室長		
仲 雅彦	取締役 審査部長		
人見 浩司	取締役 総合企画部長		
阿南 雅哉	取締役 営業支援部長		
田中 晴男	常任監査役（常勤）		
西山 忠彦	監査役（常勤）		
神出 兼嘉	監査役（社外監査役）		
中間 信一	監査役（社外監査役）		

- (注) 1. 監査役神出兼嘉氏、中間信一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役神出兼嘉氏は、弁護士の資格を有しており、法務等に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役中間信一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	13	498
監 査 役	5	57
計	18	555

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第103期定時株主総会において、年額600百万円以内と決議いただいております。
また、監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第105期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与金90百万円ならびに株式報酬型ストックオプション報酬額88百万円を含めております。なお、株式報酬型ストックオプションの報酬枠（年額150百万円以内）は、平成20年6月27日開催の第105期定時株主総会において決議いただいております。
3. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等は66百万円であります。
4. 支給人数には、平成25年6月27日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含めております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
神 出 兼 嘉	10年9か月	当期開催の取締役会（12回）及び監査役会（14回）の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
中 間 信 一	8年9か月	当期開催の取締役会12回のうち11回及び監査役会（14回）の全てに出席しております。	主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。

(2) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	2	13

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株 式 数 発行可能株式総数 1,000,000千株
 発行済株式の総数 379,203千株
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当年度末株主数 11,212名
- (3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	15,879 千株	4.20 %
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	14,098	3.73
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	12,501	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,962	2.90
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー） アカウント ノン トリーティ	10,787	2.85
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY	9,325	2.46
京 セ ラ 株 式 会 社	7,980	2.11
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプレド ペンション ファンズ	7,888	2.08
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	7,512	1.98
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 退 職 給 付 信 託 口 ・ グ ン ゼ 株 式 会 社 口 ）	6,908	1.82

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（1,315千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①新株予約権の割当日 平成20年7月29日 ②新株予約権の数 612個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 61,200株 ④新株予約権の行使期間 平成20年7月30日から平成50年7月29日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	9名
	①新株予約権の割当日 平成21年7月29日 ②新株予約権の数 793個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 79,300株 ④新株予約権の行使期間 平成21年7月30日から平成51年7月29日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	9名
	①新株予約権の割当日 平成22年7月29日 ②新株予約権の数 1,057個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 105,700株 ④新株予約権の行使期間 平成22年7月30日から平成52年7月29日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	10名
	①新株予約権の割当日 平成23年8月1日 ②新株予約権の数 1,085個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 108,500株 ④新株予約権の行使期間 平成23年8月2日から平成53年8月1日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	10名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①新株予約権の割当日 平成24年7月30日 ②新株予約権の数 1,361個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 136,100株 ④新株予約権の行使期間 平成24年7月31日から平成54年7月30日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	13名
	①新株予約権の割当日 平成25年7月30日 ②新株予約権の数 1,236個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 123,600株 ④新株予約権の行使期間 平成25年7月31日から平成55年7月30日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	13名
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人	①新株予約権の割当日 平成25年7月30日 ②新株予約権の数 208個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 20,800株 ④新株予約権の行使期間 平成25年7月31日から平成55年7月30日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	8名
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	—	—

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 高橋 一浩 指定有限責任社員 小林 洋之 指定有限責任社員 山口 圭介	60	非監査業務として次の業務があります。 ・行内研修における指導業務

(注) 当行、子会社および子法人等が当行の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は64百万円です。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当行の監査業務に重大な支障を来たと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続きを行います。

7. 業務の適正を確保する体制

当行は取締役会で内部統制システムの基本方針を次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つと位置付け、役職員がその徹底をはかります。そのための遵守基準となる企業倫理・行動規範等を制定しております。
- ② コンプライアンス推進体制として、本部にコンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各部店にコンプライアンス担当者を置き、指導・研修・点検・報告を徹底しております。また、不正行為を発見した場合の行内通報制度を設けております。
- ③ 毎年度、コンプライアンス・プログラムを作成し、コンプライアンスの計画的な推進をはかるとともに、定期的に進捗状況を取締役に報告しております。
- ④ コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」等の諸規程を制定しております。

- ⑤ 反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害を防止するための体制を整備しております。
 - ⑥ 内部監査部署が、各部店のコンプライアンス状況を監査し、取締役会に報告しております。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
取締役会は「情報セキュリティポリシー」で情報の保存および管理の方法に関する事項を定め、情報文書等の保存・管理体制を整備しております。
- (3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ① 「統合的リスク管理規程」により、以下の主要なリスクをはじめ、業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、環境変化に適切に対応できる内部管理体制を定めております。
(ア) 市場リスク、(イ) 流動性リスク、(ウ) 信用リスク、(エ) オペレーショナル・リスク（事務リスク、情報セキュリティリスク（情報リスク、システムリスク）、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク）、(オ) 評判リスク
 - ② 地震・火災等の災害発生や各種リスクの顕在化等の突発的な事象に対処していくため、「非常事態対策本部設置規程」を定めるとともに、具体的な対応手順として「コンティンジェンシープラン」等を整備しております。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役会において役職員が共有する全行的な目標を定めた中期経営計画（期間2～3年）を策定し、それに基づき年度（半期見直し）を期間とする業務運営方針、半期ごとの総合予算を定め、各取締役が各自の分掌ごとに業務遂行をはかる体制としております。
 - ② これらの進捗状況について、取締役会において半期ごとに計画の成果と課題を把握し、さらに四半期ごとに予算・決算の状況を管理することにより、取締役の相互牽制、業務執行の監督を行っております。
 - ③ 具体的な業務の遂行にあたっては、行内規程に定める職務権限等を遵守し、適正かつ迅速な職務執行を行うこととしております。
- (5) **財務報告の適正性を確保するための体制**
財務報告に係る内部統制については、「財務報告内部統制規程」で基本方針を定め、当行およびグループ各社の財務報告の適正性を確保しております。

(6) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当行グループ会社の経営に関して、基本事項については総合企画部、人事事項については人事部、日常業務の運営については各個別管理部が管理する体制とし、内規においてその職務分担を明記しております。
- ② グループ各社の業務遂行については、個別管理部長等が各社の取締役となり、取締役会への出席、営業概況報告等を通じて状況の把握、指導を行うほか、半期ごとに資産査定ならびに決算結果について当行の取締役会へ報告することとしております。
- ③ 当行の内部監査部署は、当行およびグループ各社の内部監査を実施し、また、当行の監査役はグループ各社の監査役を兼任しております。これにより、当行およびグループ各社の監査等を横断的に実施し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

内規上、監査役から監査部に指示・命令し、その部員を監査業務のスタッフとして活用できることとしております。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査部へ指示、命令した業務の遂行については、監査部員は監査役のスタッフとして「監査役の指示・命令により処理する」ことを職務権限規程に明記し、取締役の指揮・命令系統からは独立した体制としております。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役に対し、常務会・ALM会議・コンプライアンス委員会・非常事態対策本部会議等の重要な会議への出席を求め、それらの会議を通じて、銀行に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、業務執行状況として重要な事項、内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、行内通報制度等による通報状況、その他経営上重要な事項を報告します。

監査役から業務および財産に関する報告を求められた場合は、取締役および使用人は、これに応じることとしております。

(10) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役を含め役付取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、当行の経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換するものとしております。

第111期末 (平成26年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	230,701	預当座預金	6,299,164
現預金	80,571	普通預金	258,202
コ一ル口一債	150,130	貯蓄預金	3,035,792
買入品金有価証券	127,840	通定定期積	85,105
商商品地方債	6,528	定定期積	14,026
商商品地方債	169	その他の預金	2,630,156
金有価証券	155	譲渡性預金	28,182
国債	13	コ一ルマネー	247,698
地方債	1,493	債券貸借取引受入担保金	685,312
地方債	3,193,519	借入金	52,234
株式	1,195,594	外国為替債	53,599
その他の証券	372,623	社債	69,473
貸出	931,742	その他の負債	69,473
引手形	436,406	未決済為替借	276
証書貸付	257,151	未払法人税等	15,000
当座貸越	28,511	未前払費用	56,531
外国為替	115,540	従業員預り金	1
外買取	3,608,788	給付補填備金	2,187
立外為替	470,408	融一入生商	6,012
その他の資産	3,696	資産除去負債	1,826
未取収	1,772	退職給付引当	1,564
金融の他の資産	1,424	睡眠預金払戻損失引当金	36
有形固定資産	499	偶発損失引当金	6,360
建物	25,910	繰延税金負債	66
土地	5,962	再評価に係る繰延税金負債	240
建設仮勘定	3,084	支払承諾	38,235
その他の有形固定資産	16,862	負債の部合計	24,691
無形固定資産	85,120	(純資産の部)	308
ソフトウェア	31,636	資本剰余金	719
リース資産	43,687	資本準備金	78,125
その他の無形固定資産	50	利益剰余金	48
支払承諾見返金	440	利益準備金	12,926
貸倒引当金	9,306	その他利益剰余金	7,348,411
	3,202	別途積立金	
	2,896	繰越利益剰余金	
	11	自己株式	△ 1,204
	293	株主資本合計	341,110
	12,926	その他有価証券評価差額金	192,627
△ 33,613		繰延ヘッジ損益	△ 1,946
		土地再評価差額金	87
		評価・換算差額等合計	190,767
		新株予約権	453
		純資産の部合計	532,331
資産の部合計	7,880,742	負債及び純資産の部合計	7,880,742

第111期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収入	98,532
資金運用	76,577
貸出	53,911
有価証券	22,193
その受取	374
その受取	97
役務	14,615
その受取	4,717
その受取	9,898
その受取	4,453
その受取	698
その受取	4
その受取	3,210
その受取	540
その受取	2,885
その受取	223
その受取	299
その受取	1
その受取	2,360
経常費用	6,401
資金運用	3,277
預金	933
有価証券	121
その他	47
役務	725
その受取	321
その受取	954
その受取	19
営業	6,682
その受取	821
その受取	5,860
その受取	1,088
その受取	1,086
その受取	2
その他	57,396
貸出	552
貸出	19
貸出	71
貸出	38
貸出	1
貸出	420
経常利益	26,411
特別利益	44
特別損失	591
特別損失	502
特別損失	88
経常利益	25,864
特別利益	7,100
特別利益	2,668
経常利益	9,768
特別利益	16,095

第 111 期 (平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	別途積立金	
当 期 首 残 高	42,103	30,301	30,301	17,456	222,875	17,170	257,501
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△ 3,778	△ 3,778
別 途 積 立 金 の 積 立					11,000	△ 11,000	—
当 期 純 利 益						16,095	16,095
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分						△ 7	△ 7
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						99	99
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	11,000	1,407	12,407
当 期 末 残 高	42,103	30,301	30,301	17,456	233,875	18,578	269,909

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ハッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△ 1,199	328,707	125,306	△ 2,368	186	123,124	370	452,202
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当		△ 3,778						△ 3,778
別 途 積 立 金 の 積 立		—						—
当 期 純 利 益		16,095						16,095
自 己 株 式 の 取 得	△ 33	△ 33						△ 33
自 己 株 式 の 処 分	29	21						21
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩		99						99
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			67,320	421	△ 99	67,643	82	67,725
当 期 変 動 額 合 計	△ 4	12,403	67,320	421	△ 99	67,643	82	80,129
当 期 末 残 高	△ 1,204	341,110	192,627	△ 1,946	87	190,767	453	532,331

連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	231,109	預 金	6,287,724
コールローン及び買入手形	127,840	譲 渡 性 預 金	680,312
買入金銭債権	12,037	コールマネー及び売渡手形	52,234
商品有価証券	169	債券貸借取引受入担保金	53,599
金銭の信託	1,493	借 用 金	70,423
有 価 証 券	3,196,706	外 国 為 替	276
貸 出 金	4,216,634	社 債	15,000
外 国 為 替	3,696	そ の 他 負 債	72,809
リース債権及びリース投資資産	8,955	退職給付に係る負債	23,043
そ の 他 資 産	29,883	睡眠預金払戻損失引当金	308
有形固定資産	85,902	偶発損失引当金	719
建 物	32,091	繰延税金負債	78,757
土 地	43,974	再評価に係る繰延税金負債	48
建設仮勘定	440	支 払 承 諾	12,926
その他の有形固定資産	9,396		
無形固定資産	3,293	負債の部合計	7,348,182
ソフトウェア	2,982	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	310	資 本 金	42,103
繰延税金資産	2,131	資 本 剰 余 金	30,301
支払承諾見返	12,926	利 益 剰 余 金	275,845
貸倒引当金	△ 38,946	自 己 株 式	△ 1,204
		株主資本合計	347,046
		その他有価証券評価差額金	192,722
		繰延ヘッジ損益	△ 1,946
		土地再評価差額金	87
		退職給付に係る調整累計額	1,112
		その他の包括利益累計額合計	191,975
		新株予約権	453
		少数株主持分	6,176
		純資産の部合計	545,651
資産の部合計	7,893,834	負債及び純資産の部合計	7,893,834

連結損益計算書 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		105,831
資金運用収益	76,722	
貸出金利息	54,020	
有価証券利息配当金	22,226	
コールローン利息及び買入手形利息	374	
その他の受入利息	101	
役員取引等収益	17,986	
その他の業務収益	8,484	
その他の経常収益	2,638	
償却債権取立益	12	
その他の経常収益	2,625	
経常費用	77,198	
資金調達費用	6,417	
預金利息	3,275	
譲渡性預金利息	931	
コールマネー利息及び売渡手形利息	121	
債券貸借取引支払利息	47	
借入金利息	737	
社債利息	321	
その他の支払利息	981	
役員取引等費用	6,185	
その他の業務費用	4,742	
営業経常費用	58,939	
その他の経常費用	913	
貸倒引当金繰入額	282	
その他の経常費用	630	
経常特別利益	28,632	
固定資産処分益	44	
その他の特別利益	2	
特別損失	595	
固定資産処分損失	506	
減損損失	88	
税金等調整前当期純利益	28,084	
法人税、住民税及び事業税	7,944	
法人税等調整額	2,782	
法人税等合計	10,726	
少数株主損益調整前当期純利益	17,357	
少数株主利益	586	
当期純利益	16,771	

連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	42,103	30,301	262,761	△ 1,199	333,967
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 3,778		△ 3,778
当 期 純 利 益			16,771		16,771
自 己 株 式 の 取 得				△ 33	△ 33
自 己 株 式 の 処 分			△ 7	29	21
土地再評価差額金の取崩			99		99
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	13,083	△ 4	13,079
当 期 末 残 高	42,103	30,301	275,845	△ 1,204	347,046

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 金 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	125,358	△ 2,368	186	—	123,176	370	5,560	463,074
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△ 3,778
当 期 純 利 益								16,771
自 己 株 式 の 取 得								△ 33
自 己 株 式 の 処 分								21
土地再評価差額金の取崩								99
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	67,364	421	△ 99	1,112	68,798	82	616	69,497
当 期 変 動 額 合 計	67,364	421	△ 99	1,112	68,798	82	616	82,576
当 期 末 残 高	192,722	△ 1,946	87	1,112	191,975	453	6,176	545,651

独立監査人の監査報告書

平成26年4月30日

株式会社 京 都 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 一 浩 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 洋 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 圭 介 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京都銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 京 都 銀 行
取 締 役 会 御 中

平成26年 4月30日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 一 浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 洋 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 圭 介 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京都銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月2日

株式会社 京都銀行 監査役会

監査役(常勤) 田 中 晴 男 ㊟

監査役(常勤) 西 山 忠 彦 ㊟

監 査 役 神 出 兼 嘉 ㊟

監 査 役 中 間 信 一 ㊟

(注) 監査役神出兼嘉及び監査役中間信一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営環境の変化への備えならびに経営体質の強化を図るため、内部留保の充実に意を用いるとともに、株主のみなさまへの安定的な配当を継続して行うことを基本としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、当期の業績や今後の経営環境を総合的に勘案するとともに、株主のみなさまへの利益還元を図るため、前期末配当金に比べ1株につき1円増配の6円とさせていただきますと存じます。

なお、昨年12月に中間配当金として1株につき5円をお支払いいたしておりますので当年度の配当金は1株につき11円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき	金 6円
総 額	2,267,327,724円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	12,000,000,000円
-------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	12,000,000,000円
---------	-----------------

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役13名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	かしはらやすお 柏原康夫 (昭和14年7月14日生)	昭和38年4月 当行入行 平成4年6月 同 取締役営業開発部長 平成5年2月 同 取締役人事部長 平成6年6月 同 常務取締役 平成9年6月 同 取締役副頭取 平成10年6月 同 取締役頭取 平成22年6月 同 取締役会長(現職)	116,604株
2	たかさきひでお 高崎秀夫 (昭和19年11月2日生)	昭和42年4月 当行入行 平成9年6月 同 取締役審査部長 平成10年6月 同 取締役本店営業部長 平成13年6月 同 常務取締役 平成20年6月 同 専務取締役 平成22年6月 同 取締役頭取(現職)	59,188株
3	なかむらひさよし 中村久義 (昭和27年11月30日生)	昭和51年4月 当行入行 平成17年6月 同 取締役営業統轄部長 平成17年8月 同 取締役営業統轄部長兼お客様サービス部長 平成20年6月 同 常務取締役本店営業部長 平成22年6月 同 常務取締役(現職) 営業部門統括(営業支援部) 営業統轄部、営業開発部、公務部担当	23,300株
4	にしよしお 西良夫 (昭和28年1月1日生)	昭和51年4月 当行入行 平成17年6月 同 取締役総合企画部長 平成18年6月 同 取締役本店営業部長 平成20年6月 同 常務取締役(現職) 業務管理部門統括(コンプライアンス統轄部) リスク統轄部、事務部、事務センター、システム部担当	18,000株
5	とよべかつゆき 豊部克之 (昭和27年8月12日生)	昭和52年4月 当行入行 平成17年6月 同 取締役市場金融部長 平成18年6月 同 取締役総合企画部長 平成18年10月 同 取締役総合企画部長兼リスク統轄部長 平成19年6月 同 取締役総合企画部長 平成20年6月 同 常務取締役(現職) 経営管理部門統括(総合企画部) 広報部、市場金融部、東京事務所担当	24,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式数
6	こ ばやし まさ ゆき 小林 正 幸 (昭和28年8月25日生)	昭和53年4月 当行入行 平成18年6月 同 取締役市場金融部長 平成20年6月 同 常務取締役 平成24年6月 同 常務取締役本店営業部長 (現職)	52,530株
7	い の ぐち じゅん じ 井野口 順 治 (昭和30年11月3日生)	昭和53年4月 当行入行 平成18年6月 同 取締役秘書室長 平成20年6月 同 常務取締役 (現職) 審査部門統括 (融資審査部) 総務部担当	23,000株
8	ど い のぶ ひろ 土 井 伸 宏 (昭和31年4月25日生)	昭和55年4月 当行入行 平成19年6月 同 取締役人事部長 平成20年6月 同 常務取締役 平成22年6月 同 常務取締役本店営業部長 平成24年6月 同 常務取締役 (現職) 人事部門統括 (人事部) 証券国際部、海外駐在員事務所、秘書室、 金融大学校担当	27,000株
9	まつ むら たか ゆき 松 村 孝 之 (昭和29年1月1日生)	昭和53年4月 当行入行 平成21年6月 同 リスク統轄部長 平成22年6月 同 取締役リスク統轄部長 平成25年4月 同 取締役コンプライアンス統轄部長兼コンプライ アンス統轄部お客様サービス室長 (現職)	13,000株
10	なか ます ひこ 仲 雅 彦 (昭和35年6月20日生)	昭和60年4月 当行入行 平成20年6月 同 お客様サービス部長 平成23年6月 同 公務部長 平成24年6月 同 取締役公務部長 平成25年6月 同 取締役審査部長 平成26年4月 同 取締役融資審査部長兼融資審査部融資 戦略室長 (現職)	10,000株
11	ひと み ひろ し 人 見 浩 司 (昭和35年11月27日生)	昭和60年4月 当行入行 平成21年6月 同 本店営業部第一部長 平成24年6月 同 取締役総合企画部長 (現職)	9,000株
12	あ なみ まさ や 阿 南 雅 哉 (昭和37年3月27日生)	昭和60年4月 当行入行 平成17年6月 同 本店営業部第二部長 平成23年4月 同 法人部長 平成24年6月 同 取締役法人部長 平成25年4月 同 取締役営業支援部長 (現職)	9,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式数
※ 13	いわはしとしろう 岩橋俊郎 (昭和36年12月12日生)	昭和61年4月 当行入行 平成15年7月 同 総合企画部次長 平成20年6月 同 総合企画部長 平成24年6月 同 三条支店長(現職)	10,000株

(注) ※印は新任の取締役候補者であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役鬼追明夫氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、法令に定める社外監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によってその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式数
きおいあきお 鬼追明夫 (昭和9年8月5日生)	昭和35年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 昭和37年4月 なにわ共同法律事務所開設(現職) (現弁護士法人なにわ共同法律事務所) 平成2年4月 大阪弁護士会会長 平成3年3月 同 退任 平成8年4月 日本弁護士連合会会長 平成10年3月 同 退任 平成11年4月 株式会社整理回収機構代表取締役 平成16年3月 同 退任 平成18年6月 当行補欠監査役選任 平成21年4月 財団法人日本漢字能力検定協会理事長 平成22年3月 同 退任	0株

(注) 1. 鬼追明夫氏が所属する弁護士法人なにわ共同法律事務所と当行との間に、顧問契約を締結しております。

2. 鬼追明夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 鬼追明夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由
弁護士としての専門的な見地から、当行の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくことを期待して、補欠の社外監査役候補者とするものであります。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo! ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成26年6月26日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書用紙とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォンまたは携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

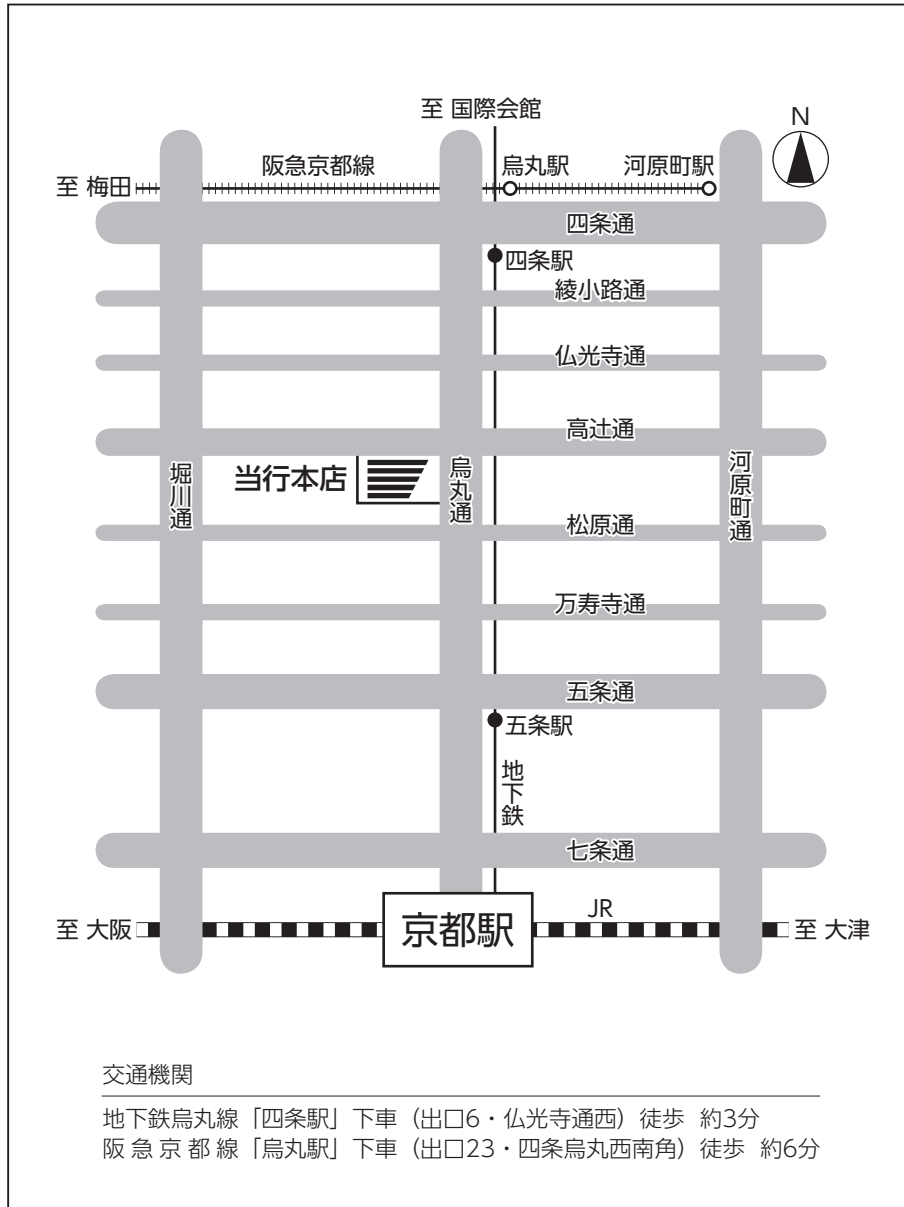
以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

〔メモ欄〕

A series of horizontal dashed lines for writing notes, spanning most of the page width.

株主総会会場ご案内図



(お願い) 駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。